

毎週火、金曜日発行（但休日に当りるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨の届出
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇雑報 地方職員共済組合定款の一部変更

訓令

鳥取県訓令第十二号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

副知事、出納長、部長、室長、課長、部の次長、副出納長若しくは事務局長の課長、監査委員事務局長又は人事委員事務局長の人事長

副知事、出納長、部長、室長、課長、部の次長、副出納長若しくは事務局長の課長、監査委員事務局長、人事委員事務局長又は地方労働委員会事務局長の人事長

に

を

議会の議長若しくは副議長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員、人事委員会の委員又は公安委員会の委員の人事異動

議会の議長若しくは副議長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員又は地方労働委員会の委員の人事異動

附則

この訓令は、昭和三十九年九月二十二日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十九年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

瑞穂村大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 木下 博嘉 気高郡気高町大字下坂本
 " 大山 福平 " "
 " 八田 房雄 " "
 " 坂田 泰蔵 富吉
 " 山下 正一 下坂本
 " 田中 虎蔵 日光
 監事 刑部 留蔵 下坂本
 " 村上国太郎 富吉

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 矢木 静治 気高郡気高町大字下坂本四一七
 " 西山 峯雄 " 六四五
 " 清水 熊治 " 四七二
 " 山本 広美 " 四〇一
 " 坂本 新 " 四〇二
 " 日光六七九
 " 富吉一七七
 監事 刑部 留蔵 " 下坂本一、〇三六
 " 吉田 義夫 " 富吉八五

昭和三十九年六月五日総会において総選挙の結果当選し、六月十三日就任、任期二年

千代土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 重蔵 鳥取市倭文四二一ノ四
 " 前田 光春 " 野寺五
 " 本城 英賢 " 上味野三四九ノ一
 " 萩原伊三郎 八頭郡河原町大字袋河原二五八
 " 谷口 甚一 鳥取市玉津六一

を

に改める。

就任した役員の氏名及び住所

" 川口 由治 " 菖蒲三四七
 " 秋山 勝治 " 円通寺二七七
 " 木下 善蔵 八頭郡河原町大字布袋三〇六
 " 木下 宇市 " 二一五ノ一
 " 萩原 熊治 " 四〇三
 " 岩永 明 " 二四五
 " 滝本 茂 " 長瀬二三九
 " 西尾 久雄 " 稻常八五〇
 " 有田 利久 鳥取市赤子田四二〇
 " 影日 和美 " 長谷五一九ノ三
 " 官田 定男 " 一八五ノ二
 " 中村 隆春 " 四〇八ノ三
 " 森下繁次郎 " 倭文一九九
 " 三浦平五郎 " 二一七
 " 西尾 経雄 " 横枕二七九ノ二
 " 高田 光雄 " 四二二
 " 原田 増蔵 " 向国安一七二
 " 近藤平八郎 " 竹生七一ノ二

森	芳正	土味野二四四ノ一
森脇	嘉美	朝月五一
森本	寿美	六五
池沢	潔	下味野三一ノ一
中島	巖	四一六
横山	英雄	源太五一
藤原	俊治	下味野一三三
福田	石蔵	一八一
川口	清春	二九ノ三
依藤	武雄	服部二三八
西山	丈美	二九一
中井	清治	葛浦二八八
三村	利夫	四七〇
西根	昭二	古海六九
山根	正則	円通寺八七三
山根	辰治	八九七
西村	定義	国安四六五
監事	岸本都太郎	八頭郡河原町大字袋河原三一ノ二

近藤 寿雄 鳥取市赤子田三八二
 寛 泰雄 下味野五四〇
 山本 哲雄 葛浦四六二
 磯部 金吉 円通寺二七五

昭和三十一年八月三日申請人総会において選任、任期は第一回総代会まで

東郷湖周辺土地改良区
 退任した役員の名及び住所

理事	田中 稔満	東伯郡東郷町大字宮内
	山田伝治郎	藤津
	本荘 英博	野方
	土井 進一	旭
	森 清治	引地
	山田善次郎	野花
	神波 勝衛	長和田
	前田 俊治	門田
	岡本 栄	
	平田 村蔵	長江

嶋田	安夫	羽合町大字上浅津
北田	昇一	
中村	平助	
中村	武夫	
松本	時太郎	南谷
中村	国清	下浅津
市橋	毅	
但馬吉太郎		橋津
福本	梅治	
秋田	義治	久留
秋久	清二	東郷町大字久見
監事	森 柳蔵	引地
	藤原 敏治	羽合町大字上浅津
	本多不二雄	下浅津

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	山田伝治郎	東伯郡東郷町大字藤津五四一番地
	森 清治	引地三五六番地

山田善治郎	野花四五一番地	
藤田 俊治	門田二八二番地	
岡本 正雄	四二五番地	
嶋田 安夫	羽合町大字上浅津一一六番地	
北田 昇一	二九一番地	
中村 武夫	二〇二番地	
中村 国清	下浅津二五三番地	
山下 義春	南谷五三一番地	
本荘 英博	東郷町大字野方六六番地	
秋田 義治	羽合町大字久留六三番地	
監事	神波 勝衛	東郷町大字長和田五八三番地
	藤原 敏治	羽合町大字上浅津六六三番地
	秋久 清二	東郷町大字久見五四四番地

昭和三十一年七月二日臨時総代会において選挙の結果
 当選し七月十三日就任 任期四年

吉岡村長柄瀬田蔵土地改良区
退任した清算人の氏名及び住所
理事 西浦 淺吉 鳥取市瀬田蔵

昭和三十九年七月十一日清算終了のため退任
鳥取市竹生土地改良区
退任した清算人の氏名及び住所
理事 前田 政雄 鳥取市竹生

昭和三十九年七月十日清算終了のため退任
鳥取市覚寺土地改良区
退任した役員の氏名及び住所
理事 西村万寿雄 鳥取市覚寺

平井 栄一
竹内富久治
平井 寿美
西村 三郎
青木 武雄
田中 享
西村 義春

青木 健
平井 忠晴
木村 国雄
青木 管男
西村 重美
米原 寿男
尾崎 春一
覚寺

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 平井 寿美 鳥取市覚寺四一三
西村 敬治 三八二ノ二
青木 武雄 四〇二
田中 享 四三六
西村 義春 四二八
青木 健 四三一
竹内富久治 四三七
西村 三郎 三五六
平井 栄一 四二二

平井 忠晴 四〇六
木村 国雄 円護寺一六五
青木 管男 浜坂一三八〇ノ四
竹内良太郎 覚寺四一九
監事 米原 寿男 浜坂四六八
尾崎 春一 覚寺三五一
青木 政則 四〇五ノ一

昭和三十九年八月四日第四回通常総会において、総選挙の結果当選し八月十三日就任 任期二年

大誠土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷
油本 禎吉 六尾
田中徳太郎 原
生原 敏夫 瀬戸
石丸 正章
岩間真之助 東園
磯山 照一 西園

山田 政男
奥田 泰
監事 西山 孝
山根 才二
原

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一四五
磯山 照一 西園一五一
西山 孝 東園四〇八
磯近 始 瀬戸四四九
完井 菊松 原一二八
前田 堅 六尾四一八
岩間真之助 東園三九六
奥田 泰 六尾四七五
沢山長太郎 原一〇七五
監事 磯山 清重 西園一七五
市田 稔 瀬戸三九三

昭和三十九年七月十四日通常総代会において総選挙の

結果当選し七月三十一日就任 任期二年
大鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 理事 早川 忠篤 倉吉市河原町
- 前田 清蔵 福守
- 山本 信二 北野
- 桑野 寿治 秋高
- 中野 光静 中河原
- 高見米太郎
- 木田 吉蔵 小鴨
- 藤井 茂 蔵内
- 斎江 義朋 上古川
- 山根 末秋 石塚
- 野藤 久市 福山
- 森 竹蔵 鴨河内
- 山本 寿雄
- 安井 一郎 上古川
- 水谷 好雄 生田

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 早川 忠篤 倉吉市河原町一八〇〇
- 山本 寿雄 鴨河内二五二〇ノ一
- 山根 鉄蔵 一八八〇
- 野藤 久市 福山二七五
- 谷本 正雄 石塚二二六
- 藤井 茂 蔵内七八ノ一
- 安井 一郎 上古川六五ノ一
- 谷口 友市 三七三
- 長棟千嘉男 小鴨四八一
- 森石 栄一 中河原五八〇
- 米田 剛 六〇五
- 山本 信二 北野四四六
- 水谷 好雄 生田四〇六
- 藤井 信雄 岡田三〇六
- 前田 清蔵 福守五五五
- 上山 正 秋喜一四四

昭和三十九年七月二十七日臨時総代会において総選挙の結果当選し八月九日就任 任期三年
天神野土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀、
- 椿 勝美 泰久寺
- 安田 豊吉 松河原
- 佐々木照義 大鳥居
- 山崎 新松 安歩
- 山本 寿雄 倉吉市鴨河内
- 熊谷 源治
- 亀井 梅蔵 三江
- 中橋 久雄 藤井谷
- 北村豊次郎 志津
- 野儀 久市 福山
- 山下 久好 黒見
- 山本時次郎 小鴨
- 監事 渋谷 英三 鴨河内

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 岸本 実 東伯郡関金町大字松河原
- 幸本 金一 倉吉市上古川
- 理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八一ノ三
- 西田 荘 泰久寺六九五
- 安田 豊吉 松河原三五ノ一
- 佐々木照義 大鳥居一一八四
- 山崎 新松 安歩八六七ノ一
- 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇ノ一
- 熊谷 源治 二二〇二
- 渋谷 英三 一九〇七
- 野儀 久市 福山二七五
- 松本 石松 小鴨一三九〇ノ二
- 中口 菊市 北野七六三
- 亀井 梅蔵 三三四一五
- 北村豊次郎 志津九二一ノ二
- 監事 西田 敬一 東伯郡関金町大字泰久寺六一四

岸本 実
 桑垣 文雄 倉吉市上古川四二五
 松河原二〇二
 昭和三十九年七月二十五日臨時総代会において総選挙の結果当選し八月六日就任 任期二年

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年九月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年十月一日 午前十一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市川舩大工町四 米田新吉方

2 鳥取市吉方 西ノ良 一

2 気高郡気高町大字下坂本四一五
自動車運転者 家 高 勝 彦

3 鳥取市行徳二区一一九ノ一
自動車運転者 村 上 輝 明

4 気高郡気高町大字八束七〇三
自動車運転者 田 淵 博 義

5 八頭郡八東町用呂一、三一八
自動車運転者 矢 部 淳

6 岩美郡岩美町大字浦富一、七二八
自動車運転者 石 田 暁 一

7 福部村大字高江一三四
自動車運転者 田 中 代 雄

8 八頭郡用瀬町大字安蔵六一二
自動車運転者 前 田 幸 衛

9 鳥取市大村一九五
自動車運転者 石 上 静 男

10 生山三三ノ五
自動車運転者 井 上 景 明

- 11 倉吉市小鴨一、二八
自動車運転者 沢 田 徳 男
- 12 八頭郡若桜町大字若桜一、二二四ノ二
自動車運転者 松 田 知 三 郎
- 13 鳥取市御弓町四七ノ二
自動車運転者 春 名 正 美
- 14 気高郡鹿野町大字今市七四八
自動車運転者 山 名 高 好

雑 報

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款の一部を変更する定款を公表する。

昭和39年9月22日

地方職員共済組合 理事長 萩 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。
 第十一条第一項及び第二項中「理事長」を「会長」に改め、同条第二項中「自治大臣」を「理事長」に改める。
 第十七条第四項中「第十一条中「理事長」とあるのは「支部長」と、」を削り、「同条第二項中「自治大臣」を「第十一条第二項中「理事長」に改める。
 第二十二条第二号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同号に次のように加える。

チ 岩手県競馬組合

リ 北九州港管理組合

第二十二条第三号に次のように加える。

ロ 青森県新産業都市建設事業団

別表中「山形市旅籠町」を「山形市旅籠町三丁目」に「福井市御本丸」を「福井市御本丸町」に、「津市栄町」を「津市広明町」、「大分市荷揚町」を「大分市大手町三丁目」に改める。

附則

この変更は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第二十二條第三号に係る改正規定は、昭和三十九年二月一日から、同条第二号に係る改正規定は、同年四月一日からそれぞれ適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物規則の施行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円(送料共)